

食品製造業の施設・設備を復旧・整備したい

東日本大震災で甚大な被害を受けた中小製造業者の事業再開・継続を支援するために、生産施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

東日本大震災で被害を受けた中小製造業者等から構成される「中小企業者等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に要する経費の一部を補助します。

1 申請ができる中小企業者等グループの要件

構成員の事務所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域を含む市町に所在していた複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ。

※事業者の責めに帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限る。

- (1) サプライチェーン型
- (2) 経済・雇用効果大型
- (3) 地域に重要な企業集積型
- (4) 水産（食品）加工業型
- (5) 商店街型（※所在市町の同意が必要）

2 補助の対象となる経費

中小企業者等グループ及びその構成員の施設・設備で、東日本大震災により損壊もしくは滅失等により継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の「施設及び設備の復旧・整備」並びに「商業機能の復旧促進のための事業」に要する経費であって、知事が補助の対象としたもの。

3 補助率等

補助事業に要する経費の3/4以内(対象経費に消費税分は含みません)

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班 e-mail : s-business@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2812